

熊本地震を受けた対応 技術基準類への反映

出典
社会資本整備審議会
第7回道路技術小委員会
平成29年3月10日

資料17

橋梁

トンネル

土工

- ロッキング橋脚を有する橋梁の落橋を踏まえ、下部構造は安定して上部工を支持することを規定



- 大規模な斜面崩壊等による被災を踏まえ、斜面変状や断層変位等を地震の影響として設計で考慮することを規定



大規模な斜面崩壊による橋台の沈下等の事例が存在したため、地質・地盤調査、橋の設置位置等について考慮する必要

- 制震ダンパー取り付け部の損傷事例を踏まえ、部材接合部の留意事項を規定



制震ダンパー取付部の損傷

制震ダンパー取付部の損傷により、制震ダンパーが機能しない事例が存在したため、部材接合部について留意する必要

- トンネルの覆工コンクリートの被害の状況を踏まえ、山岳トンネルの耐震からの配慮事項を明確化



覆工の補強等により利用者被害発生の可能性を低減させる対応が必要なため、山岳トンネルの計画・調査・設計・施工・維持管理における耐震からの配慮事項を明確化

- 盛土崩壊の調査結果を踏まえ、盛土に関する調査計画段階における留意事項を明確化



傾斜した脆弱な基礎地盤の崩壊により盛土が崩壊した事例が存在したため、調査計画段階において留意が必要

基準へ反映

基準へ反映

基準へ反映

道路管理者に周知

道路管理者に周知

下部構造は安定して上部構造を支持することを規定

- 支承部を用いる場合は、その破壊を想定したとしても、上部構造を支持するために下部構造が単独で自立できる構造形式とすること

※ロッキング橋脚を有する既設橋の耐震補強では、条件によっては、下部構造を単独で自立可能な構造へと補強することができない場合もあり、その場合には支承部の破壊が橋の崩壊につながらないように個別に検討

斜面変状等を地震の影響として設計で考慮することを規定

緊急輸送道路等、道路の重要度を踏まえた検討を実施

- 影響を受けない位置に架橋位置を選定することを標準とする
- 影響を受ける架橋位置となる場合は、致命的な被害が生じにくくなる構造形式等とする

制震装置等の部材接合部の留意事項を規定

- 接合部の耐荷力と接合部を有する部材の耐荷力の関係を明確にした上で、接合部を有する部材が所要の性能を発揮するようにしなければならない

※熊本地震で被災した南阿蘇橋の事例においては、制震ダンパーが機能を発揮できるよう、制震ダンパー取付部(変位制限装置)は必要な耐荷力を有していなければならない

道路トンネルの耐震対策に関する留意事項

- 計画・調査段階において、活断層の位置の把握に努める
- 設計段階や施工段階において、特殊条件を有する区間は十分な支保構造となるよう設計等を行う
- 維持管理段階においては、定期点検等で覆工等に変状が見られた場合は、特殊条件を有する区間において優先的に対策を実施する

盛土における留意事項

調査計画段階において、地すべり地や崖錐と同様に、傾斜した脆弱な地層が基礎地盤となっていて不安定な場合には、必要に応じて、

- 影響を受けない位置にルートを選定すること
- 地盤安定対策等の対応を検討する

盛土崩壊(国道443号熊本県益城町)の例

参考

<当初の推定>

- 集水地形上の盛土内の水位上昇による影響で盛土が崩壊したものと想定(6/24 当小委員会で報告)



<今回の見立て>

- 6月15日から9月5日まで地下水等を観測した結果、盛土表面から7m以上低い位置にあり、盛土内に達していないことを確認。このため、盛土内の水位上昇による影響ではないと推定
- 一方、当該地区における盛土は傾斜した基礎地盤内で崩壊していることを確認

【今後の対応方針】

- 盛土の基礎地盤については、地すべり地や崖錐と同様、傾斜した脆弱な地層でも地震動で盛土と同時に崩壊することができることから、調査計画段階で、必要に応じて、影響を受けない位置にルートを選定することや地盤安定対策等の対応を検討することが必要である旨、各道路管理者に通知予定。

